

公の施設の指定管理者の指定の件（養護老人ホーム等）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の種類、名称及び位置並びに指定管理者

種類	名称	位置	指定管理者
養護老人ホーム	札幌市長生園	札幌市中央区大通西19丁目	札幌市中央区大通西19丁目1番1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
特別養護老人ホーム	札幌市稲寿園	札幌市手稲区曙5条2丁目	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号 社会福祉法人札幌慈啓会 理事長 太田 眞琴
軽費老人ホームA型	札幌市菊寿園	札幌市白石区菊水5条1丁目	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号 社会福祉法人札幌慈啓会 理事長 太田 眞琴
軽費老人ホームB型	札幌市拓寿園	札幌市北区屯田7条7丁目	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号 社会福祉法人札幌慈啓会 理事長 太田 眞琴
	札幌市琴寿園	札幌市西区琴似2条3丁目	札幌市手稲区手稲金山131番地4 社会福祉法人神愛園 理事長 後藤 学

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、長生園等の指定管理者を指定するため、本案を提出する。